

三田市立狭間中学校 PTA 規約

第1章 名称及び事務所

第1条 この会は、狭間中学校 PTA と称し、所在を三田市狭間が丘 4 丁目 1 番地、狭間中学校に置く。

第2章 目的及び方針

第2条 この会は、家庭及び学校が一体となって、本校生徒の幸福と健全な成長を図ることを目的とする。

第3条 この会は、前条の目的達成のため、次の方針に基づいて活動を行う。

第8条 家庭や地域における教育の向上と生徒の健全育成に努める。

第9条 学校、地域における教育環境の改善と向上に努める。

第10条 学校教育振興への協力と助成に務める。

第11条 会員の研修を深め、資質の向上と相互理解及び親睦を図る。

第3章 会員

第4条 この会は、狭間中学校に在学する生徒の父母またはこれに代わる保護者及び同校に勤務する教職員をもって会員とする。

第5条 会員は会費を納めるものとする。会員はすべて平等の権利と義務を有する。

第4章 役員、委員、会計監査、顧問及び参与

第6条 この会は、次の役員を置く。

- (1) 役員
 - 会 長……………1名
 - 副会長……………2名
 - 書 記……………2名(内教職員1名)
 - 会 計……………2名(内教職員1名)
- (2) 委員
 - 学級委員……………各学級2名
 - リサイクル委員……各学級2名
 - 選考委員……………各学級1名
 - 事業部委員……………各学級3名
 - トライやる・ウィーク推進委員(1年生のみ各学級1名)

第5章 会計監査……………2名

第3条 この会は、顧問、参与を置くことができる。顧問、参与は、運営委員会の承認を得て会長が委嘱し、総会に報告する。

第4条 この会の役員、委員、会計監査、顧問及び参与の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長はこの会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その任務を代行する。
- (3) 書記は、会の事務を処理する。
- (4) 会計は、会の収支を経理する。
- (5) 学級委員は当該学級 PTA を代表し、この活動の企画推進に当たる。
- (6) リサイクル委員は、当該学級 PTA を代表し、その活動の企画推進に当たる。
- (7) 選考委員は、次期役員候補の立候補及び推薦に関する調整を行う。
- (8) トライやる・ウィーク推進委員は、担当教職員と共にその準備、推進にあたる。
- (9) 会計監査は、会の収支の経理について監査し、総会においてその結果を報告する。
- (10) 顧問は、会長の諮問に応じる。
- (11) 参与は、重要会議に出席し、会の運営に助言する。

第5条 役員、委員、顧問及び参与の任期は次のとおりとする。但し、再選は妨げない。

- (1) 役員の任期は1年とし、以後全役職を拒否することができる。
- (2) 委員の任期は1年とし、一生徒に対して1回はするものとする。
- (3) 顧問及び参与の任期は1年とする。

第6条 会計監査の任期は1年とする。但し、再選は妨げないものとする。

第11条 役員、委員及び会計監査は、次期後任者が決定するまで、その任にあたる。

第12条 役員、委員及び会計監査に欠員が生じたときは補充する。

但し、後任の任期は前任者の残期間とする。

第13条 役員及び会計監査は、次の方法により選任する。

- (1) 会長、副会長及び会計監査は、選考委員会を設けて選出し、総会の承認を得るものとする。選考方法は、選考委員に一任し、運営委員会に報告するものとする。
- (2) 書記及び会計は、会長が委嘱し、総会に報告するものとする。

第5章 会議

第14条 この会に、次の会議を置く。

(1) 総会

- 1) 全会員によって構成し、この会の最高決議機関とする。
- 2) 年1回、毎年度初めに定期総会を開くほか、会長が必要と認めるとき又は、運営委員会もしくは会員の3分の1以上の要求があるときは、臨時総会を開かなければならない。

第6章 会は、会長が招集する。

第7章 総会は会員の2分の1以上(委任状を含む)の出席で成立し、議事は、出席者の過半数で議決する。可否同数の場合は、議長が決する。

(2) 運営委員会

- 1) 役員、選考委員正副委員長2名、各事業部正副部長2名、各学年正副委員長2名、リサイクル委員正副委員長2名、トライやるウィーク推進委員正副委員長2名によって構成し、総会に次ぐ決議機関とする。
但し、委員欠席の場合、その委任による代理が出席できる。
- 2) 会長が招集し、運営に関する事項について処理、又は、審議決定する。
- 3) 運営委員会の議決は、出席者の過半数で議決する。

(3) 役員会

- 1) 役員によって構成し、運営に関する事項の企画立案及び渉外関係を担当し執行するほか、各委員会、各事業部の連絡調整を行う。
- 2) 会長が招集し、必要に応じて各委員会、各事業部の代表を加えることができる。

(4) 学年委員会

- 1) 学級委員及び学級担任教職員によって構成し、学年PTAの運営に関する事項について処理、又は審議決定する。
- 2) 学年委員長・学年副委員長は当該学年の学級委員の中から互選により選出する。

(5) リサイクル委員会

リサイクル委員及び担当教職員によって構成し、リサイクルに関する事項について処理又は審議決定する。

第2条 リサイクル委員長・リサイクル副委員長はリサイクル委員の中から互選により選出する。

- (6) 選考委員会
 - 1) 選考委員会の設立は、その年度の総会終了日以降に実施する。
 - 2) 選考委員長・選考副委員長は、選考委員の中から互選により選出する。
 - 3) 選考委員の任期は、次の定期総会終了時までとする。
- (7) トライやる・ウィーク推進委員会
トライやる・ウィーク推進委員、役員及び担当教職員によって構成し、
トライやる・ウィークの推進にあたる。
- (8) 事業部会
事業部会は、各委員の中から選出された部員及び教職員によって構成し、
各事業部の目的に沿った活動を行う。
 - 2) 各事業部の名称、活動内容、運営等については細則を定める。

第6章 経理

- 第15条 この会の経理は、会費及びその他の収入をもってあて、総会において決議された予算に基づいて行われる。会費については、PTA細則を別に定める。
- 第16条 決算は、会計監査を経て、総会の承認を得なければならない。
- 第17条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 慶弔

- 第18条 会員及び生徒の慶弔について、PTA細則を別に定める。

第8章 旅費

- 第19条 会員のPTA活動に関する旅費について、PTA細則を別に定める。

第9章 附則

- 第20条 この会の運営に関する事項は、細則において定める。
- 第21条 この会の事務局には、会員名簿、その他諸記録を備えるものとする。
- 第22条 この規約は、総会の承認がなければ改正することができない。
- 第23条 この規約は、昭和58年6月 4日より施行する。

平成 5年 4月 26日	一部改正
平成 6年 4月 30日	〃
平成 7年 5月 1日	〃
平成 8年 5月 2日	〃
平成 10年4月 30日	〃
平成 13年4月 27日	〃
平成 14年4月 26日	〃
平成 15年4月 25日	〃
平成 21年4月 28日	〃
平成 22年4月 28日	〃
平成 23年4月 28日	〃

三田市立狭間中学校PTA細則

第8章 学級委員及び事業部委員・リサイクル委員・選考委員の選出

第1条

- (1) 学級委員は、各担任もしくはこれに代わる教職員立会いのもとに当該学級会員の協議により選出する。
- (2) 事業部委員は各学級3名、リサイクル委員は各学級2名、選考委員は各学級1名を各担任もしくはこれに代わる教職員立会いのもとに当該学級委員の協議により選出する。但し、三学年に関しては、委員経験のない者が委員選出人数に満たないクラスが発生した場合、クラスの枠をこえて選出する。
- (3) 同一会員が他学年と重複して選出されたときは、上級学年を優先する。但し当該会員が特に希望するとき、その他相当の理由があるときはこのかぎりではない。
- (4) 委員に選出されたにも拘わらず、事実上活動実績の認められない会員の委員経験回数は認められない。

第9章 リサイクル委員

第2条

リサイクル委員選出の担当地区は、武庫が丘1・2丁目地区、4丁目・グリーンハイツ地区、セントラルヒルズ地区、6丁目・ノアガーデン・ルーラガーデン地区、ディアコルモ地区、8丁目地区及び、狭間が丘2・3・4丁目地区、5丁目・サンディーパークスⅢ地区、サンディーパークスⅠ・Ⅱ地区、ガーデンハイツ地区、アミル地区とする。

第3条

委員長と副委員長は武庫地区担当、狭間地区担当を各2名ずつとする。但し、担当地区に対し委員の居住区は問わないものとする。

第10章 役員の再選及び兼任

第4条

- (1) 同一役職をもって役員の連続の再選は一回限りとする。
- (2) 役員、委員、会計監査はこれを兼務することは出来ない。
- (3) 委員が役員、会計監査に選出された時は、次点者がその委員に選出されるものとする。

第11章 事業部

第5条

- (1) 各事業部は互選により部長、副部長を置く。
- (2) 部長・副部長は各学年委員長・学年副委員長、リサイクル委員長・リサイクル副委員長、及び選考委員長・選考副委員長を兼任しないものとする。また各委員長・副委員長、各部長・副部長の任期は1年とし、再選の際はこれらの職を拒否することが出来る。
- (3) 部会の招集は部長が行う。

第6条

- 各事業部の名称及び事業・活動の内容は次の通りとする。
- (1) 育成研修部 生徒の健全育成及び会員の幅広い教養・見識をたかめる為の企画の運営にあたる。
 - (2) 広報部 広報「はさま」の発行を通して、本会の活動や学校生徒の活動及び情報等の報道にあたる。
 - (3) 人権教育推進部 運営にあたる。

第12章 会費

- 第7条 会費は1家庭月額350円とし変更する場合は、運営委員会の承認を得て総会に報告する。
- 第8条 会費は、郵便貯金口座振替契約に基づいて、毎月12日までに当月分を納入するものとする。

第13章 慶弔

- 第9条 (1) 会員、生徒死亡の場合は、香料10,000円、シキミ1対とする。
- (2) 前項の規定にかかわらず、特別の事情があると、役員会において認めるときは1万円を限度として支出することができる。但し、運営委員会に報告するものとする。
- (3) PTA主催の行事に際し会員、生徒に事故が生じた場合、入院1日につき2000円、通院1日につき1000円を見舞金として支出する事が出来る。支払い上限等は役員会にて決定し、運営委員会にて報告するものとする。

第14章 旅費・交通費

- 第10条 旅費・交通費は、合理的な基準、経路及び方法により支給する。
[交通費支給規定]
支給対象地域はフラワータウン以外とする。
請求金額は自宅（最寄り駅）から目的地（最寄り駅）の公共交通機関の実費請求とする。タクシー代金はいかなる場合も却下とする。
自家用車の場合は8kmあたり100円と計算する。

第15章 個人情報の取り扱いについて

- 第11条 (1) 保有する個人情報は本校のPTA活動に限り使用する。
- (2) 執行部はこれを適切に管理し、第三者への提供はしない。
- (3) 転校及び卒業した生徒に関する個人情報は速やかに破棄するものとする。

第9章 附則

- 第12条 この細則は運営委員会において、出席委員の過半数の同意により改正することができる。但し、事後において総会に報告しなければならない。
- 第13条 この細則は、昭和58年6月4日より施行する。

平成 2年	4月26日	一部改正	平成21年	7月11日	一部改正
平成 3年	4月23日	〃	平成27年	3月7日	〃
平成 5年	2月27日	〃	平成30年	3月3日	〃
平成 6年	2月5日	〃			
平成 7年	3月4日	〃			
平成10年	4月30日	〃			
平成11年	4月30日	〃			
平成12年	3月4日	〃			
平成13年	4月27日	〃			
平成14年	4月26日	〃			
平成15年	4月25日	〃			
平成16年	6月5日	〃			

三田市立狭間中学校 P T A 運営組織図

